

遺産相続手続き -基本的な流れ-

● 相続にまつ

故人の

家族を

遺産分

うまい

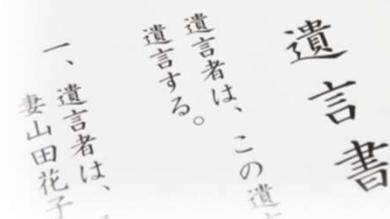
Arcander +3.00

1. 相続の開始（被相続人が亡くなった日）

- 全ての相続手続きの基準となる日は、**被相続人の死亡日**です。
- 手続きの期限であったり、相続税の基準となるのもこの日です。
- 相続手続きは予想外に時間がかかってしまうものですから、すぐに相続手続きを開始してしまうことが重要です。

2. 遺言書の調査

- 相続手続きでは**遺言書の有無**は大きなポイントになってきます。
- なるべく早く遺言書の調査を行いましょう。
- 平成元年以降に作成された公正証書遺言であれば全国の公証役場での遺言検索をすることが可能です。
- 見つからなかった場合は、遺言検索という方法があります。



遺言書
遺言者は、この遺言
遺言する。
一、遺言者は、
妻山田花子

3. 相続人の調査

- 法律上の相続人の範囲を確定する作業になります。
- 相続人の調査を進めていくと**予想にもしていないことが発覚**することがあります。
- 被相続人の前妻との間に子供がいたり、知らない人を認知や養子にしていたりと様々な可能性があります。
- 遺産分割協議は相続人に全く面識のない知らない相続人が出てきた段階で手続きが進まなくなることもありえますので早めに確定するようにしましょう。
- 具体的には、**被相続人の出生から死亡までの戸籍を集めることで相続人の調査**を行います。



4. 相続財産の調査

- 相続財産とは預金や不動産といった**プラス財産**だけではなく、**借金や住宅ローン**といった**債務**も含まれます。
- 被相続人がどれだけの財産を持っていたのかがわからないと遺産分割の判断もできませんし、債務が多いことがわかれば**相続放棄の検討**もしなければなりません。
- 相続放棄は、原則として**相続があったことを知ってから3ヶ月以内**にしなければなりませんので、早期の遺産調査が重要です。
- 特に相続財産の把握は**相続税の申告**に必要になりますので、とても重要です



5. 相続放棄（限定承認）の判断／3ヶ月以内

- 相続財産がプラスよりもマイナスが多い場合（債務超過）は、相続放棄を検討しましょう。
- 相続放棄をするためには相続があったことを知ってから3ヶ月以内に遺産の調査を行い、相続放棄の書類を集めて、家庭裁判所へ申し立てを行わなければなりません。
- 当該手続きはかなり時間的に厳しく、生前から債務超過であることを知っていて、すぐに相続放棄の手続きへ移行しない限り、スムーズに相続放棄の申し立てを行うことは難しいと言えます。
- 時間的に間に合わなさそうなら迷わず専門家へ相談しましょう。



6. 遺産分割協議書

- 調査した相続財産から、**相続人全員で誰がどの財産を相続するのか**（分け方）の話し合いを行います。
- 遺産分割協議は相続手続きの最重要ポイント**となるものです。
- 仲が良い親族間での遺産分割では特の問題がありませんが、そうではない親族関係においては**十分に注意して話し合いが必要**です。
- 相続人同士で話がまとまらない場合には、家庭裁判所の調停を利用する方法がありますが、やはり相続人間で解決するのがベターです。
- 遺産分割協議の内容**に従って**預貯金の解約手続きや払戻し手続き、不動産の名義変更（相続登記）**をしていくこととなります。
- 預貯金の解約手続きはそれぞれの**金融機関**に対して行い、不動産の名義変更については、相続不動産の所在地を管轄する**法務局**の方へ登記申請をします。

7. 準確定申告／4ヶ月以内

- 被相続人が確定申告が必要だった場合に必要となる手続きです。
- 相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内にしなければなりません。
- 被相続人が不動産を賃貸していたり、直近で不動産を売買していたりしたら必要になりますので、注意が必要です。

8. 相続税の申告／10ヶ月以内

- 遺産総額が相続税の基礎控除額を超える場合や、相続税の特例等を利用しようとする場合に申告が必要となります。
- 相続税の申告期間は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10ヶ月以内にしなければなりません。